

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 総合取引約款</p> <p>(不足金の取扱い) 第6条 サービス利用料の未収金に係る不足金等が発生した場合、お客様は当該不足金を速やかに入金するものとします。一定期間経過後も当該不足金が消滅しない場合、お客様がその時点で保有している有価証券の一部または全部を、弊社の任意でお客様の計算により売却し、当該不足金に充当することができるものとします。</p> <p>(金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失われた場合) 第9条の2 <u>金融商品取引所のシステム障害等により、各金融商品取引所がそれぞれ定める受託契約準則等に基づき委託注文に係る呼値の効力を失われた場合、当該取引所による呼値失効の対象となった全ての委託注文(期間指定注文を含む)は効力を失うものとし、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該委託注文の再発注は行われないものとします。</u> 2 <u>前項の金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失われた場合、当社は、当該対象注文の以下の注文を除く全ての受付済み注文(期間指定注文を含む)を取消することができるものとします。当社が当該取消を行った場合、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該取消し済みの委託注文の発注は行われません。</u> (1) <u>前項の呼値の効力を失われた金融商品取引所以外を指定した注文</u> (2) <u>SORシステムに基づく、自動判定の結果、前項の呼値の効力を失われた金融商品取引所以外に発注された注文</u> (3) <u>単元未満株(S株)の注文</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 証券総合サービス取扱規程</p> <p>(解約) 第8条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 (1) お客様から本サービスの解約の申出があった場合 (2) やむを得ない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合 (3) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき (4) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合 (5) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合 2 本サービスは、お客様の全ての口座の金銭の残高の合計額が1万円に満たず、他に有価証券等の残高がない場</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総合取引約款</p> <p>(不足金の取扱い) 第6条 サービス利用料の未収金に係る不足金等が発生した場合、お客様は当該不足金を速やかに入金するものとします。一定期間経過後も当該不足金が消滅しない場合、お客様がその時点で保有しているすべての有価証券を、弊社の任意でお客様の計算により売却し、当該不足金に充当することができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 証券総合サービス取扱規程</p> <p>(解約) 第8条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 (1) お客様から本サービスの解約の申出があった場合 (2) やむを得ない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合 (3) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき (4) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合 (5) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合 2 本サービスは、お客様の全ての口座の金銭の残高の合計額が1万円に満たず、他に有価証券等の残高がない場</p>

<p>合、当社の定める一定期間を経過したときに、解約され、当社の定める方法により金銭を返還することがあります。</p> <p style="text-align: center;">第3章 インターネット取引取扱規程</p> <p>(執行)</p> <p>第12条 当社が本サービスにより受付けた売買注文は、注文内容を確認後相当の時間内に、別に定める最良執行方針に基づき執行します。なお、最良執行方針に基づきPTS市場に発注された場合の取扱いは「第10章 私設取引システム取引約款」の定めるところによります。</p> <p>2~3 (略)</p> <p>4 金融商品取引所のシステム障害等により、各金融商品取引所がそれぞれ定める受託契約準則等に基づき委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当該取引所による呼値失効の対象となった全ての委託注文(期間指定注文を含む)は効力を失うものとし、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該委託注文の再発注は行われ</p> <p>ないものとし、</p> <p>5 前項の金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当社は、当該対象注文の以下の注文を除く全ての受付済み注文(期間指定注文を含む)を取消すことができるものとし、当社が当該取消しを行った場合、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該取消し済みの委託注文の発注は行われ</p> <p>ません。</p> <p>(1) 前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外を指定した注文</p> <p>(2) SORシステムに基づく、自動判定の結果、前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外に発注された注文</p> <p>(3) 単元未満株(S株)の注文</p> <p>6 (略)</p> <p style="text-align: right;">(2021年8月)</p>	<p>合、相続開始後、当社の定める一定期間を経過したときに、解約され、当社の定める方法により金銭を返還することがあります。</p> <p style="text-align: center;">第3章 インターネット取引取扱規程</p> <p>(執行)</p> <p>第12条 当社が本サービスにより受付けた売買注文は、注文内容を確認後相当の時間内に、別に定める最良執行方針に基づき執行します。なお、最良執行方針に基づきPTS市場に発注された場合の取扱いは「第10章 私設取引システム取引約款」の定めるところによります。</p> <p>2~3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p> <p style="text-align: right;">(2021年4月)</p>
--	---

以上